



Title	三卷本『枕草子』勸物考：官職についての勸物をめぐって
Author(s)	藤本, 修司
Citation	詞林. 1995, 18, p. 27-40
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/67373
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

三卷本『枕草子』勸物考

—官職についての勸物をめぐって—

藤本 修司

一、勸物についての概略

内閣文庫蔵本を除くすべての三卷本には、伝本により精粗の差はあるが、長短あわせて九十余条の勸物が存する。成立に關しては、それを探るための資料も乏しく不明な点が多いが、室町時代末期の書写にかかるとされる陽明文庫蔵旧二冊本にすでに見えることから、少なくともその頃には成立していたことが知られる。また、観応元年（一三五〇）道甚の奥書を有する野坂家蔵能因本にも三卷本と同じ勸物が見え、奥書には「比較数多本々之処或前後相違或増減不同也」とあり、能因本以外の系統本との比較が推量され、岸上慎二氏が指摘されるように三卷本の勸物はこの際に取り込まれた蓋然性が高く、成立はさらに南北朝時代にまで遡ることができると考えられる。勸物の成立を探るための重要な資料としては、この他にやはり内閣文庫蔵本以外のすべての三卷本が有する安貞二年（一二二八）耆及愚翁によって記された奥書がある。これには「依

無証本不散但管見之所及勸合旧記等注付時代年月等是亦謬案歟」とあり、とくに「旧記等」史料を参照して「時代年月等」に注釈の力点をおいたという記述は、現在伝わる勸物との近似を想起させるものである。現在伝わる勸物、あるいはその原型となるものはここに成立したと考えてほぼ過誤ないものと思われる。

勸物の内容について見てみると、人物についてのものが最も多く五二条、次いで年時についてのもの（勸物対象の「枕草子」本文に年時が記されているものはすべてこれに含めた）が二〇条、そして文意・語句についてのものが一条、出来事についてのものが七条、場所についてのものが四条と続く。多くは史料を用いての事実関係についての考証である。用いられる史料としては、書名を明示するものだけでも「小右記」「権記」「信経記」「蔵人補任」をあげることができ、また巻末に見える源経房の官歴が「公卿補任」によるものであることも明らかに、かなり精力的に史料を渉獵したらしいことが知られる。し

たがって、勅物は毫及愚翁の奥書のみによって判断すると三卷本文に対する客観的な注釈であるといえそうである。

しかし、先にも触れた勅物の注記者と目される毫及愚翁が、今日ほぼ定説とされつつある藤原定家であるとする、三卷本文にはまだ疑ってみる余地が残されていると考えられる。事実、勅物対象の三卷本文には、能因本や前田本の本文と異同のあるものが少なくないのである。本稿では、とくに系統間で異同のある勅物対象の官職本文に問題を絞り、勅物とその対象の三卷本文官職本文の関係について、勅物注記者と目される毫及愚翁がとくに力点をおいたという年時との対応に留意しながら見ていきたい。

なお、年時については、必ずしも勅物注記者によって明示されているものばかりではない。しかし、年時が提示されることのない一三六段で、勅物注記者が「のりみつなりやすなとわらひてやみにしを」という本文について、「此名不見まさ歟 此時藏人之中源濟政云々」と勅物を付している例が証しているように、たとえ年時が提示されない章段であっても、その推定はなされていたに相違ないと思われる。したがって、年時が提示されていない場合は、実際勅物注記者が推定したのである年時を知ることができない以上、諸条件を勘案し、勅物注記者の推定年時について推定していくより他ない。ただ、「枕草子」の場合、年時推定の手掛かりとなるものは、日記類をはじめとする史料、人物の官職・身分、場面の状況など、それぞれの章段で

ある程度限られており、現在一般的な方法で推定し得る年時は、勅物注記者のそれとさほど隔たるものではないと思われるので、手続きを明確に示した上で推定した年時を勅物注記者のそれに近いものとして扱っていくことにする。また、年時を推定する際、勅物対象の三卷本文官職本文を問題とする立場をとる関係上、他系統本文と異同のある勅物対象の三卷本文は、他に手掛かりを求め得る限り、その考察には用いないこととする。

二、他系統本文と異同のある勅物対象の官職本文

具体例は後にあげるとして、勅物対象の三卷本文官職本文が他系統本文と異同のある例は、九例(うち二例はとくにここで問題となるような異同ではない)を数える。勅物の対象如何を問わなければ、系統間で異同のある官職本文は全部で十六例先に触れた二例を含む)あり、すべての異同ある官職本文のうち、半分が勅物対象のものと重なっている。系統間で異同のある官職本文は、勅物対象の本文に偏して分布していることが知られるであろう。

以下、勅物と他系統本文と異同のある勅物対象の三卷本文官職本文の各例の関係について見ていくことにする。

a 源経房 長徳元年七月廿一日右中将四年十月左中将

三一左中将つねふさの君(八八・五)

能一つねふさ

この章段の年時について勅物はとくに触れるところがない。したがって、まず当該章段の推定年時について考察することからはじめることとする。

年時推定の手掛かりとしては、まず齊信が宰相中将、則光が左衛門尉と呼ばれている点がある。齊信、則光両者の官職が共に成り立つ期間は、則光が左衛門尉に任ずる長徳三年正月二十八日から叙爵して遠江権守となる長徳四年(勅物)までのおよそ二年間である。本章段末の「さてかうふりえてとうたあふみのすけといひしかはにく、てこそやみしか」とある則光の遠江権守着任を、本章段に見える清少納言と則光が決別する一件とあまり時を隔てていない頃のものとして勅物注記者が解釈していたとすれば、推定年時はさらに長徳四年に絞り込むことができる。

このように、勅物注記者の推定年時が仮に長徳四年であったとすると、勅物対象の三巻本官職本文は、勅物の記述と一致し、また推定年時現在における経房の官職とも齟齬をきたすことがない。一方、能因本文は経房の官職を記すものではないので、勅物の記述や推定年時現在における経房の官職に対し、不一致が生ずることは勿論ない。

b 公任 参議 長徳元年八月右兵衛督

三一きんたうの宰相殿のとてあるを見れば(一一〇・三)

能一公任の君宰相中将殿のとあるを見れば

前一きんたうの君なりけり宰相中将との、とてみれば

この章段の年時についても勅物注記者はとくに触れるところがない。しかし、章段末に「左兵衛督中将におはせしかたり給し」とあるので、勅物注記者が「実成卿敷」とする藤原実成の中将在任期間を年時推定の手掛かりとしたであろうことは間違いないものと思われる。ただ、この箇所は系統間で異同があり、問題があるが、他によるべきものもとくにないので、この本文によつて推定を進めていくことにする。実成が中将であったのは、「公卿補任」によると長徳四年十月二十二日から左兵衛督に任ずる寛弘六年三月四日までの間である。推定年時は、定子存命であることを条件とするので、長保元年か二年の「二月つこもり比」ということになる。

では、次に公任の官歴を「公卿補任」により概観すると、永観元年十二月十三日左近権中将、永延三年二月二十三日藏人頭、正暦三年八月二十八日参議(停中将)、長徳元年八月二十八日左兵衛督、長保三年八月二十八日中納言、寛弘六年三月四日権大納言となつてゐる。したがって、長保元年から二年頃、公任は参議左兵衛督であり、三巻本の官職本文は勅物の記述と一

致し、また推定年時である長保元年、あるいは二年の二月現在における公任の官職とも齟齬をきたすことがない。一方、能因本文は「公任の君宰相中将殿の解釈として、後文に「宰相の中将の御いらへをはいか、ことならひにいひ出んとあるので、公任と宰相中将を同人と解するのが穩当であると考へられる。すると、公任は宰相中将であつたこともなく、勘物の記述、推定年時現在における公任の官職共に一致しないことになる。前田本文は能因本文と同様である。

c 俊賢 長徳元年八月廿八日參議

三―としかたの宰相(二一〇・二二)

能―としかたの中將

前―としかたの宰相中將

bと同じ章段であるので、推定年時は長保元年か二年の二月である。俊賢は「公卿補任」によると、長徳元年八月二十九日右兵衛督で參議、長保三年八月二十五日右中將、同六年正月二十四日権中納言に任じており、長保元年から二年頃は參議であつたということになる。したがって、ここでも三卷本文は勘物の記述に一致し、推定年時現在における俊賢の官職とも齟齬をきたすことがない。それに対し、能因本・前田本文は共に勘物の記述とも、また推定年時現在における俊賢の官職とも一致しない。

d 実成卿敷

三―左兵衛督の中將におはせし(二一〇・二三)

能―右兵衛佐中將にておはせし

前―右兵衛督中將にておはせし

この章段もbと同じ章段であるので、推定年時はやはり長保元年か二年の二月である。ただし、先にも述べたように実はこの箇所本文には系統間で異同がある。結果的には、勘物注記者は「左兵衛督の中將におはせし」という本文によって実成を該当人物として求めたのであるが、他系統本の本文による該当人物の可能性も探っておくことにしたい。

能因本文は官位相当からして問題とならず、誤写があるかと思われるが、校本採用の能因本の伝本にはまったく異同がない。前田本には「右兵衛督」という本文に加え、「左衛門」という傍書があり、それぞれ長徳二年八月五日右兵衛督に任じた源憲定、長徳三年正月二十八日左衛門督に任じた藤原誠信を該当人物として求めることができる。憲定は長徳二年八月右兵衛督に任じて以来、薨ずる寛仁元年まで右兵衛督の任にあつたが、残念ながら「公卿補任」長徳二年、憲定の箇所には欠文があるとおぼしく、中將の履歴は確認されない。一方、誠信

は「公卿補任」によると寛和二年(九八六)正月二十八日右中將に任じ、いつまでその任にあったのかは定かでないが、永延二年(九八八)二月二十七日には参議に任じており、清少納言の初宮仕え時期をいくらか早く求めたとしても、誠信は正暦以前にすでに参議となっており、定字出仕後の清少納言が誠信を「中將」と呼ぶことには従いがたい。したがって、該当人物としては憲定の中將の閏歴が確認されない条件下では、諸注指摘するように三卷本文によつて実成を求める他はないということになる。勳物との関係からすれば、三卷本文のみが勳物の記述、推定年時現在における実成の官職共に一致している。

e 宣孝 正暦二年八月筑前守 長徳四年右衛門権佐 八月廿

七日兼山城守 長徳二年七月卒

三―あもんのすけのふたか(一一三・九)

能―右衛門佐信賢

前―衛門佐のふかた

堺―衛もんのすけのふかた

御嶽詣の逸話は藤原宣孝に関するものであることが明らかであるので、能因本・前田本・堺本文の誤写、あるいは三卷本文の整理と考えられる。官職本文は単なるよみの違いであつ

て、問題となるような異同ではない。したがつて、以下この官職本文は実質的な異同がないものとして、ここで取り上げる異同のある官職本文としては扱わないこととする。

f 隆光 主殿助 長保三年六月藏人年廿九

三―たかみつかとのものすけなる(一一三・一三)

能―たかみつか殿守司なる

前―たかみつかとのもりのすけなと

堺―たかみつか殿もりのすけなる

能因本には伝本により異同があり、富・高・野が「たかみつか殿守亮なる」、十・十二・十三・慶が「たかみつかとのもりのすけなる」となつており、校本の底本である三条西家本だけが孤立している。これは三条西家本の誤りであるとしてほぼ間違いないものと思われ、ここで問題となるような本文の異同はないものである。したがつて、この例も以下eの例と同様に実質的な異同はないものとして扱うことにする。

g 頼定

三―式部卿の官の源中將六位ともなと(一一四・五)

能―中將新中將六位ともなと

この章段の年時についても勅物注記者は触れるところがないので、推定年時について考察する。手掛かりとなるのは、まず藤原行成の官職頭弁である。行成が頭弁と呼ばれ得るのは、「公卿補任」によると左中弁に任ずる長徳二年四月二十四日から参議となる長保三年八月二十三日までの間である。定子が職曹司を御在所として、「五月ばかり」であることを考慮に入れると、推定年時は長徳四年、あるいは長保元年の五月に絞り込まれてくる。しかし、これ以上の推定は三巻本文「式部卿の宮の源中将」、あるいは能因本の対応本文を参照しなければ難しいようである。

ところで、長徳四年、長保元年現在、中将の任にある人物は次のごとくである。

左中将

藤原斉信 永祚二年七月一日左中将、長保三年八月二十五日

権中納言「公卿補任」

藤原正光 正暦三年八月二十八日左中将、長徳四年十月二十

二日大蔵卿「公卿補任」

藤原頼親 長徳二年四月二十四日現在左中将「小右記」、寛弘

七年十一月九日卒「権記」

源経房 長徳四年十月二十二日左中将、長和四年二月十八

日権中納言「公卿補任」

右中将

源宣方 正暦五年八月右中将、長徳四年八月十三日卒(勅

物)

源経房 長徳二年七月二十一日右中将、同四年十月二十二

日左中将「公卿補任」

藤原実成 長徳四年十月二十二日右中将、寛弘六年三月四日

左兵衛督「公卿補任」

源頼定 長徳四年十月二十二日右中将、長保三年八月二十

五日左中将「公卿補任」

源成信 長徳四年十月二十二日右権中将、長保三年二月四

日出家(勅物)

権官を含めて長徳四年五月時の左中将には、斉信、正光、頼親、右中将には宣方、経房、長保元年五月時の左中将には斉信、頼親、経房、右中将には実成、頼定、成信がいる。結果として、勅物注記者は「式部卿の宮の源中将」という本文について、これより先五十二段の勅物に「長徳四年十月十五日任左中将」とある源頼定を該当人物として求め、とくに疑問を挿むところもないので、推定年時を長保元年の五月としていたことが知られる。では、能因本文によって年時を推定するとどのようになるのか、右の長徳四年、長保元年時在任の中将を参照しながら見てみたい。

能因本文は「中将新中将」となっている。長徳四年、長保元年に「中将」と呼ばれ得る人物は多く、限定することはほとんど不可能である。一方、「新中将」と呼ばれ得る人物は、長保元

年時には実成、頼定、成信の三者を求め得るのに対し、長徳四年五月時には誰も見あたらず、推定年時は、結局能因本文によつても三巻本と同じく長保元年五月とせざるを得ないことがわかる。本章段における推定年時は、当該の官職本文を俟つてようやく推量されるものではあるが、三巻本、能因本、いずれの本文によつても変わるものではないので、推定の経緯はさておき、長保元年五月であつたと考えたい。すると、三巻本文は勅物の記述と一致し、また推定年時現在における頼定の官職とも齟齬をきたすことがない。一方、能因本文は、三巻本の「式部卿の官の源中将」一人に対応する本文が「中将新中将」と二人になっており、「新中将」は勅物の記述とも一致し、推定年時現在における頼定の官職とも齟齬をきたすことがないが、人物の特定が難しい「中将」は、三巻本に対応する本文がなく、勅物との関係からすればとくに問題が生ずることはない。

h 宣方

三一右中将(一四六・四)

能一左中将

この章段の年時は、勅物注記者が本章段冒頭部「殿などのお

はしまさてのち世中にこといときさはかしうなりて」について「四月廿四日内大臣中納言配流事也」と勅物を付していることから、長徳二年であつたことが明らかである。宣方は、これより先八六段の勅物に「宣方正暦五年八月右中将左大臣重信男長徳四年八月十三日卒」とあるように、このとき右中将であり、三巻本文は勅物の記述に一致し、また推定年時現在における宣方の官職とも齟齬をきたすことがない。ただし、この三巻本文「右中将」については、三巻本諸注、宣方ではなく、同じく当時右中将であつた源経房と注しており、なお考察の余地がある。一方、能因本文ならば、当時左中将であつた齊信、正光、道隆男頼親が考えられる。このうち清少納言の里を訪れるほどの間柄であつたと考えられるのは齊信のみであるが、「枕草子」において齊信は、「たゝのふの中将」(一八七・四七)という例が一例あるものの、頭中将、あるいは宰相中将と呼ばれるのが例である上、このとき齊信は宰相中将であり、能因本文にも疑問が残る。

いずれの本文によつても長徳二年現在において該当人物を求めることは可能であるが、勅物との対応という点では三巻本文のみが一致している。

i 女御従二位義 内大臣公季女 母兵部卿有明親王女 長徳

二年七月十日入内 八月九日為女御廿三

三一こうきてんとはかんの院の左大将の女御をそきこゆる

(一六六・六一)

能—こき殿とは閑院の大政大臣の女御をそきこゆる

この章段の年時についても勅物注記者はとくに触れるところがない。例によって推定年時について考察する。まず手掛かりとなるのは、公季女義子が女御として入内している点、源中将宣方が存命である点、定子が職曹司を御在所としている点などである。これらすべての条件を満たす期間は、定子が職曹司に移御する長徳三年六月二十一日〔日本紀略〕他から宣方が没する同四年八月十三日〔勅物〕までの約一年間に限定される。

さて、公季が左大将に任ずるのは、長徳二年九月八日、翌年七月五日には内大臣となっている。左大将は内大臣就任後も兼任であるが、『小右記』や『権記』が公季の内大臣就任以後は内大臣、あるいは内府と記しているように、通常内大臣就任後は特別な場合を除き、内大臣と呼ぶのが例であろうと考えられる。すると、実質公季が左大将と呼ばれるのは、長徳二年九月八日から翌三年七月五日までの約十ヶ月ほどの間である。清少納言が史実年時と官職の關係にさほど厳密でないことを思えば、この厳密すぎるほどの公季の官職はやや不自然でさえあるような感がある。そもそも、「かん院の左大将」という呼称自体が、厳密であるように書いて実はそうでもない。『権記』によると、公季が朝光から閑院を買い取ったのは長保三年四月

二十一日であり、厳密には定子存命中に閑院の左大将という呼称自体公季には成り立たないのである。

ともかく、勅物と三卷本官職本文の關係について見てみる。三卷本の「左大将」という公季の官職本文は、ごく限られた期間にのみ認められるものであり、推定年時現在における公季の官職と接点を求めることができるものであるが、勅物の「内大臣公季」という記述とは今までの例と異なって一致せず、この点は勅物対象の三卷本官職本文と勅物の關係を考える上で重視されなければならない。公季の最終官職は太政大臣である。それにもかかわらず、勅物は「内大臣公季」としている。これは、勅物注記者が義子についてはかりではなく、公季の官歴についても考証するところがあつて、この章段の推定年時現在における公季の官職をもつて記したことによるものであると考えられる。すると、この一例をもつてそれと判断するわけにはいかないが、勅物の記す官職「内大臣」と三卷本文の官職「左大将」の相違は、両者間に直接の影響關係がなかったことを示しているとも考えることができるのである。ただ、左大将という公季の呼称が、ごく限られた期間においてのみ認められる呼称である点を考慮すると、該章段が後年の執筆であるとして、閑院の左大将という、清少納言の印象に深かったはずもない公季の呼称が三卷本文に見えるのは、疑問の残るところでもある。あるいは、『枕草子』において殿、関白殿といえは道隆、宮といえは定子、内大臣といえは伊周を指すので

あつて、推定年時である長徳三年、乃至四年は、内大臣伊周が大宰権帥に左遷される長徳二年の翌年、乃至翌々年にあたり、この点が勅物注記者に抵触した可能性があるとも考えられる。いずれにせよ、この例のみによつて勅物と三卷本文の影響関係を論ずるのはいささか尙早でもあり、当面この問題については保留としておきたい。一方、能因本文は勅物の記述とも、また推定年時現在における公季の官職とも一致しない。

以上、考察してきたところをまとめてみることにする。次の二点を指摘することができるだろう。

まず一点は、ここで扱つた勅物対象の三卷本文が、それぞれの章段の推定年時現在における該当人物の官職にすべて接点を求めることができ、整合性のあるものであるのに比して、能因本や前田本の官職本文は、しばしば勅物注記者の推定年時現在における該当人物の官職に対して不一致が生ずるということである。

もう一点は、ここで扱つた例が、例外なく勅物注記者により年時の提示されることのない章段に存在しているということである。勅物注記者によつて年時の提示がなされない章段は決して少なくはないのであるが、そのような章段においても勅物注記者が年時に対してはとくに注意を払つていたこともまた事実であると思われる。勅物注記者の年時考証にもかかわらず、ここで扱つた例が年時の提示されない章段に集中し

ているということは、勅物と勅物対象の三卷本文の関係を考える上で示唆するところが少なくないように思われる。

三、年時の提示される章段における勅物対象の官職本文
本章では、二章で扱つた例とは逆に勅物対象の官職本文が勅物注記者によつて年時の提示される章段においてはどのような様相を呈しているのか見ていくことにしたい。
年時が提示される章段に見られる勅物対象の官職本文は多数ある。多くは二章で扱つた例のように、それぞれの章段の年時現在における該当人物の官職と一致するものであるが、二章であげた例とは対照的に勅物対象の官職本文とそれぞれの章段での年時現在における該当人物の官職とが一致しない例も少なからず見られる。このような章段において勅物注記はどのような態度をとつていたのであるうか。以下、具体例を追いながら見てみたい。勅物注記者によつて提示された年時を示す勅物、それに対応する三卷本文、さらにその本文に対しての勅物という順に引用する。なお、他系統本との本文異同としては問題となるようなものはない。

a 長保元年八月九日自職曹司行啓

大進なりまさ(六・一)

平生昌于時中宮前大進前但馬頭云々

定子の子三條宮への行啓は、長保元年八月九日、翌二年三月二十七日、同年八月二十七日と都合三度ある。この章段の行啓は、急邊生昌の三條宅の門を「よつあしになして」行われた、長保元年八月九日の第一回目のものである。そのため、「ひらうけの車などは門ちいさければさばかりえいらねはれいのえんたうひきておる、」というような有様であった。「小右記」も「八々云、未聞御興出入板門屋云々」と記しており、この行啓が長保元年八月九日の三條宮へのものをさしていることは疑いない。このとき、勅物によると生昌は「大進」ではなく、「前大進」であったというのであるが、あえて本文を改訂することはしていない。

b 長徳元年歟

すりのすけのりみつ(八六・四四)

長徳二年兼修理亮

この章段では史実年時を裏付する史料が示されることはないが、「長徳元年歟」というかたちで推定年時が提示されている。年時推定の手掛かりとしては、まず頭中将齊信、源中将宣方、修理亮則光の官職がある。三者の官職が同時に成り立つ年の「二月つごもりかた」としては、長徳二年二月のみが該当するが、これは勅物・注記者の推定する長徳元年とは一致しない。

この章段に次ぐ八七段の史実年時が、勅物に「長徳二年信経記廿三日甲午明後日臨時奉幣八省行幸中宮退出職曹司云々」とあるように長徳二年二月であることが動かない以上、八七段の冒頭「返としの二月廿よひ宮のしきへ出させ給ひし」をうける八六段の年時は、長徳二年の前年、すなわち長徳元年にならざるを得ないからである。また、この段は内裏を舞台としていたので、長徳二年二月つごもりかたにはすでに定子は職曹司へ移っており、年時として長徳二年二月つごもりかたは、八七段の冒頭にあるように成り立たないのである。推定年時が「長徳元年歟」と、疑問を残したかたちで提示されるのは、年時が長徳元年二月であると則光の官職が一致しないためであろうと考えられる。

c 長徳四年

式部丞た、たか(九一・五三)

未補藏人 不審于時式部丞藤泰通

源忠隆の官歴については、これより先七段の勅物に「源忠隆長保二年正月廿七日藏人(中略)寛弘元年正月式部丞二年正月叙」とある通りで、長徳四年にはまだ藏人にもなっておらず、本文は勅物・注記者の提示する年時である長徳四年現在における忠隆の官職に一致していない。

d 信経記二月十八日渡御登華殿云々

大納言(一〇八・五六)

于時内大臣也相違歟

長徳元年の二月十八日である。伊周が内大臣に任じたのは、一三二段の勅物に「伊周 正暦三年権大納言五年内大臣」とある通りであるが、さらに詳しくは「公卿補任」によると正暦五年八月二十八日である。勅物が指摘するように、このときすでに伊周は内大臣となっている。

e 小野右府記長徳元年十月廿二日石清水行幸還御

御つかひにてた、のふの宰相中將(二三・一〇)

小野右府記(中略)以頭中將齊信啓事由依許渡御所今安宰相馬副等不審若後人書入歟

史実年時は、勅物引用の「小右記」「信経記」などから長徳元年十月であることが明らかである。齊信は次の f に引いた勅物にもある通り、それより後長徳二年四月二十四日参議に任じており、このとき齊信はまだ頭中將である。

f 長徳元年六月廿八日中宮御于官朝所

宰相になり給にしかは(齊信)(一六六・一七)

今年未任思遺歟 長徳二年四月廿四日内大臣有事日任参議也

勅物にある通り、齊信が参議に任するのは長徳二年四月二十四日である。したがって、史実年時である長徳元年現在、齊信はまだ参議となっていない。

g 長保元年六月十六日還御一条院 二年二月十一日中宮入内

すけた、はもくせうにてそくらひとにはなりたる(二四一・九)

長保之比此名字藏人不見

長保二年頃に藏人であったことの確認できる「すけた、」なる人物は、勅物が記すように探すことができない。

該当の可能性がある人物を仮に求めるとすると、まず尾張守の閏歴が確認できる藤原興方男で、懐忠の養子となった藤原輔尹をあげることができる。一見「おはりうとのたねにそありける」(二四一・二)という「枕草子」の記述との接点を求めることができそうであるが、母親として「尊卑分脈」は「母同重尹」(忠尹女)としており、矛盾が生ずる。この他には、萩谷朴氏によって同じく尾張守の閏歴を有する藤原敏政男で、木工助、

所雑色の閏歴のある藤原為濟が該当人物として説かれているが、これも問題点が少なくない。

h 正暦五年

大納言ふた所三位の中将(二五六・二三〇)

権大納言伊周^廿 権中納言右衛門督道頼^{廿四} 右中將隆家^{十五}

【公卿補任】によると道頼が権大納言に任ずるのは、正暦五年八月二十八日、隆家が従三位に叙せられるのは同じく正暦五年の八月三十日である。したがって、伊周の官職は史実年時の正暦五年二月二十日(三卷本文では二十一日)現在において一致するが、道頼の官職、隆家の位階は三卷本文のものよりも後のものとなっており、勅物の記述とは一致しない。

以上が、勅物注記者によつて年時の提示される章段で、勅物対象の官職本文とその年時現在における該当人物の官職が一致しないものの全例である。すべて勅物注記者はみだりに本文を改訂することなく、史実による裏付を示すかたちで疑問を提起するにとどめている。注釈姿勢としては、厳密な姿勢をもって本文に対しているといえるだろう。

さて、ここで二章において考察した、系統間で異なるある勅物対象の勅物本文と比較してみたい。注意される点は次の二点である。

まず一点は、二章で扱った、系統間で本文に異なるある勅物対象の三卷本官職本文が、a c i の三例を除き、他系統の本文では該当人物の特定が難しいなど、問題を含むものが多かったのに対して、三章で扱った例は、どれもその点ではとくに問題のないものであるということである(三章の g も該当人物を文献上で探せないということだけであつて、本文としては問題がない)。

二点目は、二章の例との比較というわけではないが、三章で扱った例では勅物注記者が提示する年時現在における該当人物の官職が、三卷本の官職本文にいずれも一致しないにもかかわらず、本文に手を加えることがまったくないということである。

勅物の注記者は、本章で見えてきたように、注釈にあつて三卷本の勅物対象の官職本文とそれぞれの章段の年時現在における該当人物の官職とが一致しない場合でも、私意をもつて本文に手を加えることはしないという基本姿勢をとつていた。すると、二章で見えてきた他系統本と異なる三卷本文にも私意をもつて手を加えることがなく、したがつて推定年時現在における該当人物の官職と一致しない他系統本の本文は、やはり後世的転化を経た不純な本文であるということになるのであろうか。勅物注記者と目される耄及愚翁の奥書に立ち戻つて、勅物注記者の注釈姿勢について考えてみる。

四、勸物注記者の注釈姿勢

安貞二年の耄及愚翁による奥書は次のごとくである。

往時所持之荒本紛失年久更借出一両之本令書写之依無証
本不敬不審但管見之所及勘合旧記等注付時代年月等是亦
謬案歟

安貞二年三月

耄及愚翁在判

耄及愚翁の借りた「一両之本」も善本と呼べるほどのものではなく、証本もないため不審を散ずることができなかったという。不審を散ずるとは、これが直接本文に及んだものであったのか、それとも三章で見てきた例のように勸物に疑問を提起するにとどまったものであったのか明らかでない。ただ、その対象が「時代年月等」であったことが明記されており、注意される。この記述は、先にも述べたところであるが、勸物全九十余条のうち、半分以上は人物についてのものであつて、勸物の実際とは矛盾してゐるのである。しかし、「枕草子」研究では、章段の史実年時を示す確実な史料を探すことができない場合、登場人物の官職や身分が年時推定にあつて非常に有力な手掛かりとなるため、人物についての考証が必須である。耄及愚翁としてそれは例外であつたはずはなく、勸物に人物の考証がとくに目立つのも一つには年時考証のためであつて、故なしとしないところなのである。

二章で扱つた章段は、いずれも確実な史実年時を確認することが難しい章段であつた。勸物注記者と目される耄及愚翁は、人物の官職をはじめとして様々な要素を念頭におき、熟慮の末、年時を推定したであろうと推察される。注釈の対象は「時代年月等」とあるように、年時にのみとどまるものでは勿論なかつた。年時の推定が難しい場合は、人物の官職を参考とし、また逆に人物の特定が容易ではない場合は、年時を人物の特定に参考としたであろうと思われる。年時についての考証と人物についてのそれは、このように相互に影響しあうものなのである。三章で扱つたような例は、年時、該当人物共に明らかであるため、単に三巻本官職本文とその年時現在における人物の官職の整合性にのみ留意すればよかつたのであるが、二章で扱つた例の多くは年時、該当人物共に確定が難しく、年時の推定が人物の特定に影響し、またその逆もあつたに相違ないであろうことは想像に難くない。ここに至つて、二章であげた非三巻本本文が、年時の提示がなされない章段にあつて、該当人物の特定など、問題のあるものが多かつたのもかかわらず、三巻本本文が悉く該当人物を求め得、さらにその推定年時現在においての官職とも接点を求め得たのは、三巻本、能因本、前田本、堺本の四系統の本文がどれをとつても「枕草子」の原本とは隔たりのあるものであると考えられることと相俟つて、少し整いすぎているように思えてくるのである。

本稿ではとくに勅物対象の官職本文に問題を絞り、勅物と三卷本文の関係についての考察を試みた。勿論、これだけの考察のみによつて勅物注記者の注釈姿勢を論ずることは到底できないが、三章で見てきたような基本的姿勢として私意により本文に手を加えることをしなないという勅物注記者の注釈姿勢を確認した上で、年時推定、該当人物の確定などに問題がある場合においての勅物の三卷本文への影響の可能性を探つてみたのである。

注

- (1) 稻賀敬二氏校・解説「翻刻平安文学資料稿」野坂元定氏蔵能因本枕草子(下巻)「広島平安文学研究会、昭四三・一一による。以下、野坂本の本文はこれによる。
- (2) 「野坂家蔵伝能因所持本枕草子について」観応元年道甚奥書本「語文」(日大)一九輯、昭三九・一〇。
- (3) 官職は実在の人物に対して冠されたもののみを対象とし、たとえば所謂随筆的章段や類聚的章段などにしばしば見られるような抽象的に用いられた例は除外する。また、女官については、勅物はほとんど触れるところがないので、これも除外する。
- (4) 仮名遣、漢字・平仮名、敬意をあらわす接頭辞・接尾辞などの異同や明らかな誤写はとらない。以下これに従う。
- (5) 増補「史料大成」刊行会「増補史料大成別巻 小右記」臨川書店 昭四三・七。

(6) 萩谷朴氏「清少納言をめぐる男性」有精堂編集部編「枕草子講座 第一巻」有精堂出版 昭五〇・一〇による。

(7) 黒板勝美編集「新訂増補国史大系 尊卑分脈」吉川弘文館 昭三九・三。

(8) 萩谷朴氏「枕草子解環 四」同朋舎、昭五八・四。

「枕草子」本文、勅物本文は、田中重太郎氏編著「校本枕草子 上・下・附巻」古典文庫、昭二八・一一、昭三一・三、昭三二・一一により、「枕草子」本文には章段数、行数を末尾に付した。なお、とくに断らない場合の「枕草子」本文は三卷本文によつた。

(ふじもと・しゅうじ 本学大学院博士前期課程)